富山県善意銀行への支援のお願い

富山県善意銀行の活動

富山県善意銀行では、「親切運動の推進」「交通遺児・生活保護家庭

• 老人福祉施設への支援、各種福祉大会への活動助成」「恵まれない子

供たちの活動支援」「お年寄りの生きがいづくり」「献眼・献血・献体運動の展開」「車いすの 寄贈、震災地域への支援」など数々の社会福祉活動を行っています。

これら活動は、県民の皆様の会費や預託(寄付)によって賄われています。新型コロナウイルスの影響を受け寄付額が減少し、これまでの社会福祉活動が厳しくなりそうな状況です。援助を必要とする方への支援活動推進のため、皆様のご協力をお願いいたします。

富山県善意銀行への支援について

- 1 会員登録をする(年会費:一口 2,000円 何口でも可)
- 2 預託(寄付)を行う
 - ※ 善意銀行への預託金(寄付金)は、「<u>所得税・住民税の寛付金控除」「法人</u> 税損金算入」が認められています。詳細については、裏面を参照ください

(寄付額の半分近くが税額控除され戻ります)

例 1万円寄付した場合(個人)の税額控除(寄付額-2,000円の半額控除) 所得税は3,200円 住民税は800円 <u>計4,000円控除</u> (5,000円寄付の場合 所得税1,200円 住民税300円 計1,500円控除)

※総所得金額等の40%を限度 その年分の所得税額の25%相当額以内

例 法人税損金算入

特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

- = {所得金額の5% (6.25%) +期末資本金等の額の0.25% (0.375%)} ×1/2
- ※上記の算式中()内は平成24年4月1日以後に開始事業年度について適用する

※ 相続税の控除の対象にもなります。

- ※ 「預託」は、毎週火曜日の北日本新聞と善意銀行会報「富山善銀」にお名前、金額等を 紹介します。(匿名可)
- ※ 会員、寄付をいただいた方には、本行会報をお届けし活動状況をお知らせします。
- ※ 50,000円以上預託いただいた個人、団体には本行より拝受書を贈呈いたします。
- 別紙又は同封葉書の申込書に記入の上、善意銀行にFAX又は郵送し、振り込み願います。
- 振込先 郵便振替 OO780-O-1572 公益社団法人 富山県善意銀行 振込手数料は本行で負担します。

問い合わせ先 公益社団法人 富山県善意銀行 toyamakenzengin@maroon.plala.or.jp 〒930-0004 富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル5F TEL・FAX076-431-2239

本会役員

【理事長】 河合隆 ((株)北日本新聞社 顧問)

【副理事長】寺林敏(富山県信用保証協会会長) 高野二朗(タカノ建設(株)代表取締役社長) 品川祐一郎((株)品川グループ本社代表取締役社長)